

## 定年の引上げに関する意見

本年6月の国家公務員法等改正法及び地方公務員法改正法の成立により、定年の引上げ及びその他関係制度について、令和5年4月1日から施行されることとなった。

多様化・複雑化する行政課題に対し、能力と意欲のある高齢層職員の知識・技術・経験等を積極的に活用するという法改正の趣旨を踏まえ、都においても、下記により条例等の整備を行うことが適当である。

### 記

- 1 定年の引上げ及びその他関係制度については、以下のとおりとすること。
  - (1) 定年年齢を65歳とすること。ただし、2年に1歳ずつ段階的に引き上げること。
  - (2) 役職定年制について、対象となる職の範囲、年齢、期間の延長及び特例等の設定に当たっては、国との権衡を失しないよう考慮しつつ、都の任用実態を踏まえ定めること。
  - (3) 定年前再任用短時間勤務制の採用対象となる年齢は60歳以降とし、任用については、都における現行の再任用制度や国家公務員の取扱いを踏まえ定めること。
  - (4) (1)による段階的な定年年齢の引上げの間における、暫定的な措置としての再任用制度（以下「暫定再任用制度」という。）については、現行の再任用制度と同様とすること。
  - (5) 前各号及び次項の給与以外の勤務条件の取扱いについては、国との権衡を考慮しつつ、都の実情を踏まえて定めること。
- 2 60歳を超える職員の給与については、以下のとおりとすること。
  - (1) 60歳を超える職員の給料月額、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、その者の受け

る号給の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じた場合は切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた場合は100円に切り上げる。）とすること。

- (2) 役職定年制により降任された日（以下「役職定年異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、特定日にその者の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が役職定年異動日の前日にその者が受けていた号給の給料月額に100分の70を乗じて得た額（端数の取扱いは(1)と同じとする。）（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる者には、当分の間、特定日以後、その者の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額（以下「役職定年調整額」という。）を給料として支給すること。ただし、役職定年調整額とその者の受ける給料月額との総額が、その者が属する職務の級における最高号給の給料月額を超える場合には、当該給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を役職定年調整額とすること。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとすること。
- (4) 暫定再任用制度により採用された職員の給与は、現行の再任用職員と同様の取扱いとすること。
- (5) 上記のほか、60歳を超える職員の給与については、前項の対応を踏まえつつ、国家公務員における取扱いを考慮の上、所要の措置を講ずること。